

2022年1月25日

国立市議会議長 青木 健 殿

国立市の条例・規則で議員及び首長が請願法の
官公署であることを規定することを求める件

第1 陳情の趣旨

- 1 国立市の条例で議員及び首長が請願法の官公署である旨の規定を求める。

第2 陳情の原因

- 1 議員及び首長に対する請願等につき、国立市の条例・規則に規定がない。

【第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

第3 陳情の理由

- 1 憲法も法律も条例も契約書であり、権利者と義務者の関係が規定されている必要があり、権利者の規定があっても義務者の規定がなければ画餅、無効である。

憲法第16条は「権利を有し」はあるが「国は請願に対し審査する義務を負う」旨の規定がなく、文理解釈すると「義務者」がないから「国無答責」となり、日本国憲法そのものが画餅に帰す。これが権利に対する文理解釈禁止の所以である。

- 2 大韓民国憲法第26条には次の規定がある。

【第26条 ① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

② 国家は請願に対し審査する義務を負う。】

日本国憲法第16条も、論理解釈をすれば次のようになる。

【第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

② 国は請願に対し審査する義務を負う。】

- 3 論理解釈すれば議員及び首長が請願法の「官公署」であることは明らかである。

天皇でさえも請願の対象であるのに、議員及び首長が請願の対象でないというのは、議員及び首長が無答責の雲上人か現人神であることになり、有り得ない。

議員及び首長が有権者の代理人としてその職責を果たす為にも、請願を「受理して誠実に処理」する義務があることを条例や規則で明確に規定する必要がある。